

山陽小野田市空き家バンク利活用改修補助 申請書類(確認表)

1 申請に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	補助金交付申請書	様式第1号	必要事項を記入、誓約事項等を確認、必ず申請者本人が自署
	① 補助対象空き家の売買又は賃貸借契約書の写し		空き家バンク登録空き家を購入又は賃貸の契約をした際の契約書の写し
	② 補助対象空き家(建物)の登記事項証明書の写し(建物未登記の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳の写し)	法務局 税務課	空き家(建物)の登記事項証明書を法務局で取得 未登記空き家の場合は、固定資産課税台帳兼名寄帳の写しを税務課で取得
	③ 補助対象空き家の位置図及び平面図	任意様式	位置図：周辺の地図等(付近の見取図) 平面図：改修工事箇所を明記
	④ 改修工事の施工業者	様式第1号 別紙1	施工業者の住所、名称、見積金額(税抜)、改修の内容を記載 補助対象改修工事を複数の施工業者に発注する場合は、全ての業者について記載
	⑤ 補助対象空き家全体及び改修工事前の改修工事箇所の写真	様式第1号 別紙2	・空き家全体写真は、複数の方向から撮影し、一方は正面玄関を撮影 ・改修工事前の改修工事箇所は、複数の方向から撮影した写真 ・様式第1号別紙2に写真を貼付し、写真の説明及び撮影日を記載 ※改修工事中及び完了後に改修箇所を同一方向から撮影(完了報告時に必要)
	⑥ 改修工事の見積書の写し	業者	改修工事の内容、金額等の内訳が記載されたもの
	⑦ 改修工事の設計図等の写し	業者	改修工事の内容、設計図、設置機器等のカタログなどの写し
	⑧ 空き家バンク改修事業に係る承諾書(賃貸借の場合のみ)	任意様式	賃貸入居の場合、空き家所有者から改修工事についての承諾を得ること。
	⑨ 申立書		
	ア 市税関係	様式第2号	申請者に山陽小野田市税の滞納がないことを確認 市外に居住している申請者は、住民票を添付
	イ 施工業者用暴力団排除関係	様式第3号	発注する施工業者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係でないことを確認
	※施工業者が市の建設工事等競争入札参加資格者の場合は、提出不要		
	⑩ 当該空き家への入居前の世帯全員の住民票の写し		入居前の住所を確認

※借地の場合、土地の登記事項証明の提出を求める場合があります。

2 改修工事の内容に変更がある場合に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	補助金交付変更申請書	様式第6号	改修工事の内容、金額等に変更がある場合、変更内容が分かる書類を添えて提出

3 完了後に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	完了報告書※1	様式第8号	
	① 請負代金請求書	業者	改修工事の内容、金額等の内訳が記載されている業者の請求書
	② 領収書の写し	業者	未払いの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内に提出
	③ 改修中及び改修後の写真	様式第8号 別紙1 別紙2	別紙1に改修工事中の改修工事箇所の写真を、別紙2に改修工事後の改修工事箇所写真を貼付し、各写真に説明及び撮影日を記載 ※改修工事前の写真と比較します。
	④ 入居後の世帯全員の住民票の写し※2	市民課など	改修後の空き家に居住する世帯全員の住民票の写し

※1 完了報告書は、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに提出してください。

※2 住民票の写しを上記の日までに提出することが困難な場合は、当該年度の3月20日までに提出してください。

4 補助金の受領に必要な書類

✓	書類の名称等	様式の書類	備考
	① 補助金請求書	様式第10号	提出後、概ね1か月以内に補助金を交付
	② 代理受領委任状 口座振替申出書	様式第11号	補助金を施工業者が代理受領する場合に提出

※①、②のいずれか。

申請に必要な書類（様式第1号～第3号）は、事前相談の際にお渡しします。
申請等の各種様式は、市のホームページからダウンロードできます。